

2021年1月22日

井上信治 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 殿

立憲民主党 宮沢由佳 消費者部会長

ジャパンライフなど消費者被害救済に関する提言

ジャパンライフによる消費者被害は、政界も絡む特に悪質性の高い事案である。消費者被害の防止に取り組む消費者庁は計4回通知を出したが、被害の食い止めには役立たず、最終的には約7000人もの被害者、被害総額約2000億円を生み出した。

現行の法制度では今回の消費者被害を被った方々の直接救済は難しく、根本的には法改正をしなければならない。その上で、**売買の実態がない場合の消費税の還付など、政府として最大限の対応をすべきであることを改めて強く訴える。**

また、今後の消費者被害救済の観点から、以下の5点について提言する。

1. ジャパンライフと同様の消費者被害が疑われる際に、さらなる消費者被害の発生を食い止めるため、立入検査の徹底、営業停止命令などについて、運用状況の見直しを含めて抜本的に見直すこと
2. 特定適格消費者団体が確実な消費者被害救済を実施できるよう、加害者側企業・団体が保有する潜在的被害者の名簿などを開示するため、関連する仕組みを見直すこと
3. 被害者への連絡や広報に係る事務・費用負担は加害者側企業・団体に負担転換をさせるための制度を検討すること
4. 新たな消費者被害を食い止めるため、倒産手続きを急ぐ背景もあるが、一方で他の債権と同列に扱われ、消費者被害に係る損害賠償請求権が優先されない課題について、政府として検討を行うこと
5. 関連する法制度の抜本的な見直しや、被害者救済のための新たな仕組みの創設について検討を行うこと

ジャパンライフ事案のような消費者被害の発生・拡大は最後にする決意をもって、政府が一丸となり、再発防止、消費者行政の充実、救済制度の見直しを弾力的に行っていくべきであることを付言する。